

令和5年6月29日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	新たな総合計画の策定について……………	1
II	神奈川県環境基本計画の改定骨子案について……………	7
III	神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について……………	15
IV	神奈川県循環型社会づくり計画の改定骨子案について……………	22
V	かながわ生物多様性計画の改定について……………	28

I 新たな総合計画の策定について

1 趣旨

- ・ 県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成24)年に、2025年を展望した「かながわグランドデザイン 基本構想」(以下「基本構想」という。)及び「実施計画」を策定し、「基本構想」の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、様々な課題への対応を着実に進めてきた。
- ・ 2022(令和4)年度に「第3期実施計画」の計画期間終了にあたって、「基本構想」と「第3期実施計画」の点検を行った結果、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めていること、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化したことを確認した。
- ・ 今後、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

2 経緯

- ・ 令和5年3月28日に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書」を公表した。
- ・ 令和5年4月17日に総合計画の策定等について、神奈川県総合計画審議会会長に諮問した。
- ・ 令和5年6月8日に開催した神奈川県総合計画審議会で、「新たな総合計画の策定基本方針(案)」(別紙)について審議し、了承された。

3 計画策定の基本的考え方

(1) 「基本構想」の見直し

ア 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040年頃とする。

イ 計画の内容

「基本構想」は、2040年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

(2) 新たな「実施計画」の策定

ア 目標年次

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

イ 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。実施計画には、数値目標を設定する。

4 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

5 今後の予定

令和5年7月 県民意見募集の実施

9月 第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」（案）、
「実施計画 骨子」（案）の報告

10月 県民意見募集の実施

12月 第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」（案）、
「実施計画 素案」（案）の報告、県民意見募集の実施

令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、
「実施計画(案)」の報告

3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料1 総合計画県民参加リーフレット「新たな総合計画の策定について」

新たな総合計画の策定基本方針（案）

1 趣 旨

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成 24)年に「かながわグランドデザイン基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、神奈川の人口が減少に転じていることが予測される 2025 年を見据え、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきた。

そうした中、今日では、神奈川においても明らかに人口減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めている。さらに、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化した。

今後、2040 年頃には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は 900 万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。

未来の姿をつぶさに見通すことは難しくなっているが、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えることが求められる。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、経済的困窮や社会的孤立などに陥るリスクが急速に顕在化し、より深刻な課題として再認識された。将来の不確実性が高まる中、これらのような社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。

こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025 年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

2 計画策定の基本的考え方

(1) 計画の構成

新たな総合計画は、「基本構想」及び「実施計画」により構成する。

(2) 「基本構想」の見直し

ア 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040 年頃とする。

イ 計画の内容

「基本構想」は、2040 年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

(ア) 基本目標

県政の基本理念を示すとともに、その基本理念の下で実現をめざす神奈川の将来像を示す。

(イ) 政策の基本方向

県の政策展開に当たって基本に据える視点を軸として構成する。

ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」（2023年3月）で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

(7) 少子高齢社会、人口減少社会への対応

少子高齢化が進み、神奈川も人口減少局面に入ったものと考えられる中、くらしや経済活動を支えてきた社会のしくみや基盤の維持が困難となっていくため、子育て支援や人を呼び込む地域づくりなど人口減少を少しでも緩和するための取り組みや、将来の人口構造を踏まえた社会システムの再構築が求められている。こうしたことから、年齢、性別、国籍、障がいなどにかかわらず、誰もが多様な個性を発揮して、不安を抱えずにくらし、活躍できる環境づくりに注力することで、県民一人ひとりの持つ力が新たな可能性を生み出していき、質的に豊かな社会を形成する必要がある。

(4) 予測が困難な時代への対応

新興感染症の再来や国際情勢の不安定化など、予測が難しく先の見えない時代にあって、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにし、想定し得ない事態が生じた際の影響を最小限に抑えていくことが求められている。こうしたことから、NPOや地域、企業など多様な強みを持つ主体の力を結集し、多彩な人材が集まる神奈川ならではの支え合いによって課題を克服していく必要がある。

(5) 神奈川の特徴を生かしたまちづくり

デジタル化、グローバル化など時代が激しく変動し、脱炭素化への対応も迫られる中、将来を見据えた「まち」の創造や社会のしくみの構築が求められている。県民のくらしに溶け込む自然環境や歴史・文化、地域産業など、神奈川の多彩な魅力に共感する多様な人々の気持ちを大切にしながら「まちづくり」のビジョンを県民と共につくり、また時代のニーズを的確にとらえた政策を共につくっていく必要がある。

(3) 新たな「実施計画」の策定

ア 計画期間

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

イ 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。実施計画には、数値目標を設定する。

(7) 主要施策

県の政策の全体像を総合的・包括的に表す「主要施策」を示す。

(4) プロジェクト

「主要施策」のうち、重点的に推進する施策を「プロジェクト」として示す。

ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」(2023年3月)で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

- ・多様化・複雑化する課題に対応するため、分野横断的な視点で政策を取りまとめるとともに、多様な主体との協働・連携を図る必要がある。
- ・限られた財源や人材を有効に活用するため、政策目的への寄与度や、緊急性などの観点に留意しながら、施策を重点的に推進する必要がある。
- ・各地域の特性や課題の違いに留意しつつ、県民のニーズや期待度が高く、県民生活に直結する施策を着実に推進する必要がある。
- ・新たな経済的、社会的価値の創出を促進するため、これまでの考え方や発想にとらわれることなく、積極的な姿勢で政策を構築する必要がある。
- ・デジタル分野をはじめとする新たな技術を活用し、より適切な手法で事業を展開するとともに、業務の効率化を図り、持続可能な行政運営を実現する必要がある。

3 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

(1) 県民や市町村の意見の反映

計画の策定等に向けて、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、意見を反映するための対応は、次のとおりとする。

ア 県民参加

パブリック・コメントのほか、各局等の所管する各種審議会における意見の把握、関係団体等からの聴取など、様々な機会を活用し、幅広く県民の意見を聴取する。

イ 市町村参加

各種会議などの場を活用し、県の考え方を十分に説明するとともに、文書による意見照会など様々な機会を設け、幅広く市町村の意見を聴取する。

(2) 計画策定の体制

計画策定の作業を円滑に進めるための体制は、次のとおりとする。

ア 総合計画審議会

新たな総合計画の策定に関する基本的な事項は、総合計画審議会において調査・審議を行う。また、専門的な事項については、計画推進評価部会・計画策定専門部会において調査検討を行う。

イ 庁内の推進体制

基本的な事項等についての総合調整及び審議は、全庁横断的な議論の場である政策レビュー等において行う。また、連絡調整は企画調整会議等を通じて行い、策定等の作業は関係各局が連携して進め、政策局が全体を取りまとめる。

4 スケジュール

令和5年	6月～ 8月	第2回県議会定例会へ「基本方針」(案)の報告 県民意見募集の実施
令和6年	9月～ 1月	第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」(案)、 「実施計画 骨子」(案)の報告 県民意見募集の実施
		第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」(案)、 「実施計画 素案」(案)の報告 県民意見募集の実施
	2月～ 3月	第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、 「実施計画」(案)の報告
		「基本構想」及び「実施計画」の決定

Ⅱ 神奈川県環境基本計画の改定骨子案について

神奈川県環境基本計画（以下「本計画」という。）は、施策の実施期間の最終年度を迎える令和5年度に、第1章から第3章まで全体を通じた見直しを行い、改定することとしている。

このたび、本計画の改定骨子案を作成したので、報告する。

1 現行計画の概要

(1) 計画期間

2016（平成28）年度～2025（令和7）年度までの10年間

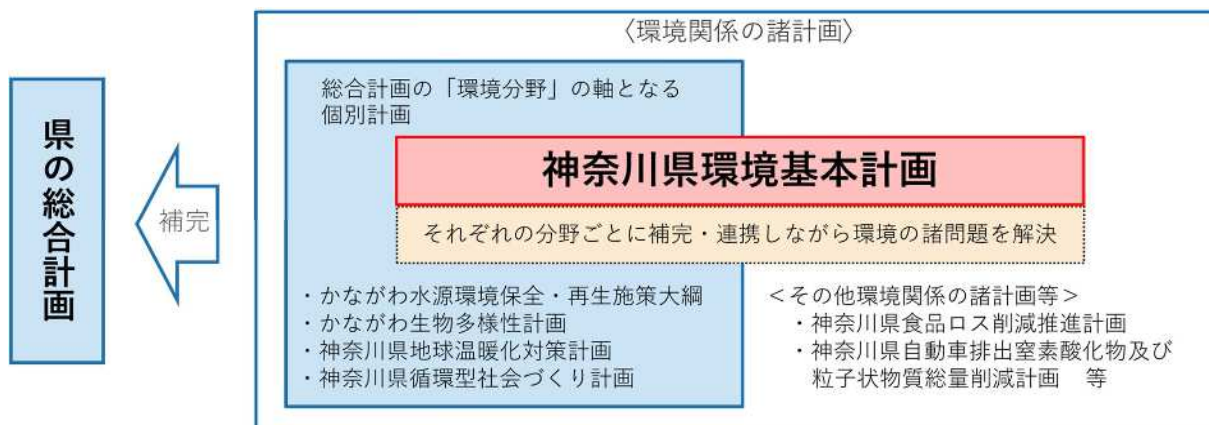
※ 第2章「計画の実現に向けて取り組む施策」の実施期間は、2023（令和5）年度に終了する。

(2) 基本目標

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、本県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向性等を定めている。
- 本計画は、総合計画における政策分野「環境」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものである。
- 環境関係の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものである。



2 改定のポイント

- 本計画は、県の環境施策全体に係る方向性を示す基本的な計画であることから、各施策分野の個別計画における改定内容等を踏まえたものとする。
- 気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題が複雑化・多様化している状況や、SDGsが目指す「経済」「社会」「環境」の3つの側面のバランスが取れた社会を実現するという考え方を踏まえ、環境における各分野の相互関係や、経済や社会といった環境以外の分野との関係性についても考慮し、統合的な視点で同時解決を目指す視点を加える。
- 気候変動をはじめとする環境問題が、人類共通の喫緊の課題となっていることから、持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事として捉え、行動変容につなげていくといった視点も加える。

3 骨子案の概要

本計画の改定骨子案については、次のとおり。

なお、本計画における実施期間や施策の基本的な部分（3(1)～(4)下線部）は、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」により県議会の議決対象となっている。

(1) 計画期間（議決対象）

SDGsの目標年次等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 基本目標（議決対象）

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり（継続）

〈設定期理由〉

- 環境は、生きるものすべての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して、未来の「いのち」へとつながる。また、良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思える「いのち輝く環境」であり、これを次世代に継承していく必要がある。
- こうした考え方は、本計画策定後の社会状況等を踏まえても変わらないことから、引き続き、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、人と環境にやさしい社会の実現を目指す。

(3) 計画の施策体系（議決対象）

4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成する。

現行計画
施策分野 1 持続可能な社会の形成 ・地球温暖化への対応 ・資源循環の推進
施策分野 2 豊かな地域環境の保全 ・自然環境の保全 ・生活環境の保全
施策分野 3 神奈川のチカラとの協働・連携 ・人材の育成と協働・連携の推進 ・技術力の活用

改定計画
施策分野 1 <u>気候変動への対応</u>
施策分野 2 <u>自然環境の保全</u>
施策分野 3 <u>循環型社会の形成</u>
施策分野 4 <u>大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減</u>
横断的な取組 <u>～統合的な課題解決を目指して～</u>

(4) 各施策分野等の方向性（議決対象）

施策分野等	方向性
気候変動への対応	<u>未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。</u>
自然環境の保全	<u>生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組む。</u>
循環型社会の形成	<u>限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R＋Renewable）に取り組む。</u>
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	<u>現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組む。</u>

施策分野等	方向性
横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組む基盤となる環境教育等を推進する。

(5) 各施策分野等の主な施策

施策分野等	施策の柱	主な取組（例）
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策・電化・スマート化 ○ 人流・物流のゼロカーボン化 ○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○ 水素社会の実現に向けた取組 ○ イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○ 吸収源対策 ○ 循環型社会の推進（ワンウェイプラスチックの使用削減、代替素材への転換等） ○ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○ 横断的な取組（脱炭素教育等） ○ 県庁の率先実行
	適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○ 自然生態系分野の対策（分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ○ 自然災害分野の対策（水防災戦略） ○ 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策）

施策分野等	施策の柱	主な取組（例）
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業・経済活動分野の対策（調整中） ○ 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ○ 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のエリアごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 箱根エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）
	自然環境の保全に資する広域的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣との共存を目指した取組 ○ 外来生物の監視と防除 ○ 法制度等を活用した緑地等の保全 ○ 水源環境の保全・再生
	自然環境を保全するための行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進等
循環型社会の形成	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再使用の推進 ○ 再生利用等の推進 ○ 環境教育・学習及び人材育成の推進等
	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理の推進 ○ 不法投棄・不適正保管の未然防

施策分野等	施策の柱	主な取組（例）
		止対策の推進 ○ クリーン活動の推進
	災害廃棄物対策	○ 災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	○ 大気環境の常時監視等 ○ 光化学オキシダント、PM2.5等への対応
	水環境の保全、更なる向上	○ 水質の常時監視等 ○ 土壌汚染・地下水汚染対策等 ○ 地盤沈下対策等 ○ 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	○ 工場、事業場等への立入検査等 ○ 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	○ 実態把握、環境保全対策の推進 ○ アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	○ 県民による環境学習の促進 ○ 学校における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	○ パートナーシップによって推進する取組 ○ 国際貢献、広域的な取組
	その他	○ 県庁の率先実行 ○ デジタル化の推進 ○ 県試験研究機関での調査・研究等 ○ グリーンファイナンスの活用

(6) 指標の設定

施策分野の達成度を象徴的に表す数値を参考に示すものとして、施策分野ごとに「指標」を設定する。

ア 気候変動への対応

指標名	2020 年度実績	2030 年度数値
県内の温室効果ガス排出量 (2013 年度比)	△ 19.3%	△ 50%

イ 自然環境の保全

指標名	2022 年度実績	2030 年度数値
生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合（県民ニーズ調査結果）	48.8%	（検討中）

ウ 循環型社会の形成

指標名	2021 年度実績	2030 年度数値
生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	631 g / 人・日	（検討中）
産業廃棄物の排出量	1,714 万 t	（検討中）
不法投棄等（不法投棄及び不適正保管）の残存量	15.0 万 t	前年度より減少

エ 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

指標名	2021 年度実績	2030 年度数値
PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	8.7 μ g / m ³	前年度より削減
東京湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率	63.6%	72.7%

(7) 進行管理

- 毎年度の進捗状況は、施策分野ごとに設定した指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から、多角的かつ総合的に分野全体の進捗を把握する。
- 県は進捗状況を環境審議会に報告し、環境審議会は今後の計画推進に際して必要な意見を述べる。
- 環境審議会の意見は、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直

しの際に活用する。

(8) 計画の見直し

環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年7月 環境審議会環境基本計画部会で素案を審議

8月 環境審議会で素案を審議

9月 環境農政常任委員会へ素案を報告

10月 県民意見募集、市町村への意見照会

12月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申

令和6年2月 県議会へ改定議案を提出

3月 計画改定

《参考資料2》

神奈川県環境基本計画改定骨子案

Ⅲ 神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしている。

このたび、本計画の改定骨子案を作成したので、報告する。

1 現行計画の概要

(1) 計画期間

2016(平成28)年度～2030(令和12)年度までの15年間

(2) 県内の温室効果ガスの削減目標

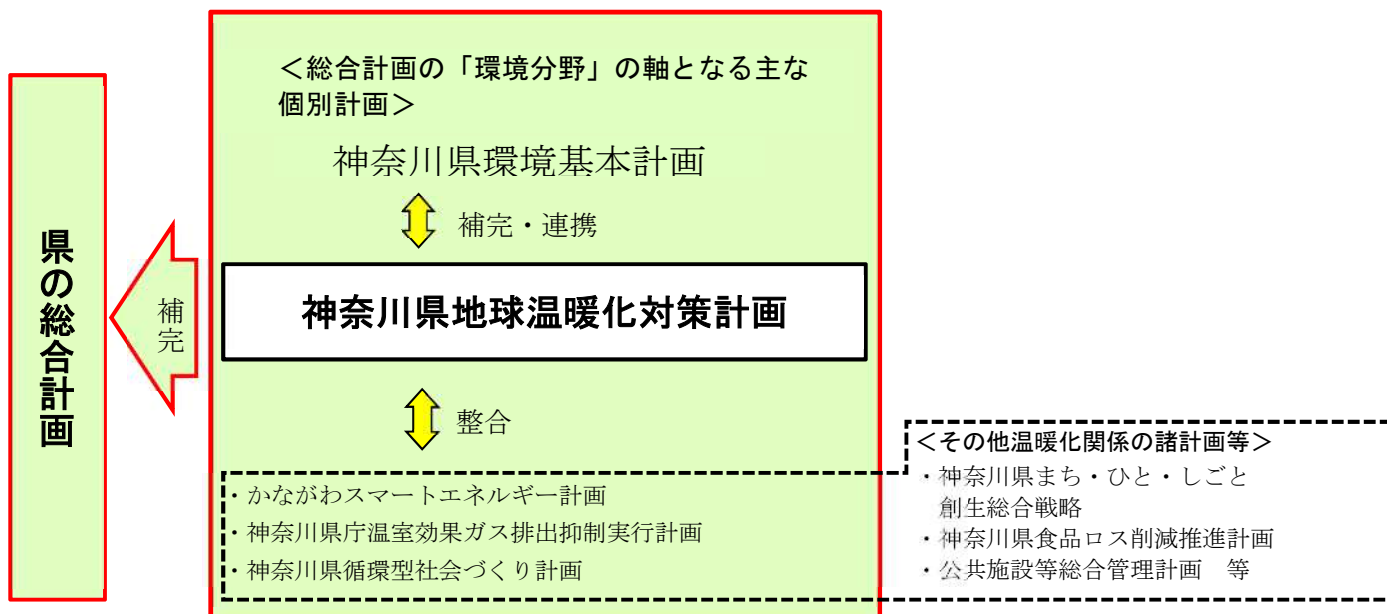
長期目標：2050年脱炭素社会の実現

中期目標：2030(令和12)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013(平成25)年度比で46%削減(暫定)*

*2023(令和5)年2月に知事が50%削減に引上げを表明

(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。
- 本県における地球温暖化対策を推進する上での基本的な計画であり、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、基本方針、削減目標、緩和策及び適応策の取組等を定めている。
- 本計画は、総合計画における政策分野「環境」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものであり、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す計画である「神奈川県環境基本計画」を補完・連携するとともに、関連分野の諸計画等とも整合を図っている。



2 改定のポイント

- 令和4年3月の計画改定において、暫定としていた中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減）について、新たな中期目標（50%削減）を設定する。
- 基本方針、対策の方向性、部門別の削減目標、再生可能エネルギー設備の導入目標の設定等を行うほか、施策体系や施策の見直しを行う。
- 脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県のエネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」と、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制に関する計画である「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」*を本計画に統合する。
 - * 本計画を温対法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付ける。
- 本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。

3 骨子案の概要

(1) 計画期間

本計画の中期目標の年度等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 2050年の目指すべき姿

2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り

方が大きく変化している。こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

(3) 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

(4) 対策の方向性

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進する。

緩和策	適応策
<p>2030 年度の目標達成に向けては、エネルギー起源CO₂排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの利用・導入の拡大に取り組む。</p>	<p>気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特長も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。</p>



(5) 緩和策

ア 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

中期目標：2030（令和 12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を
2013（平成 25）年度比で 50%削減

イ 部門別の温室効果ガスの削減目標

中期目標の達成に向けて、部門別の温室効果ガスの削減目標を設定し、部門ごとの進捗状況を把握しながら取組を推進する。

(排出量単位：万トン-CO₂)

部門	2013 年度 (基準年)	2030 年度 (目標)	
		排出量	削減割合
エネルギー転換部門	940	498	△47%
産業部門	2,413	1,032	△57%
業務部門	1,306	459	△65%
家庭部門	1,254	655	△48%
運輸部門	1,073	820	△24%
廃棄物部門	131	69	△47%
その他ガス*	280	182	△35%
吸収源対策	-	△16	
総排出量	7,398	3,699	△50%

※ その他ガス：メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃)

ウ 再生可能エネルギー設備の導入目標

2030 (令和 12) 年度に太陽光発電の導入量 200 万 kW 以上 (2021 (令和 3) 年度実績：102.7 万 kW)、再生可能エネルギー全体の導入量としては 270 万 kW 以上 (2021 (令和 3) 年度実績：170.4 万 kW) を目指す。

エ 県庁の温室効果ガスの削減目標

2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 70%削減 (2021 (令和 3) 年度実績：△7%) を目指す。

オ 施策体系

本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030 年度の中期目標に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、「エネルギーを使う工夫」「エネルギーを創る工夫」「取組を加速させる工夫」の 3 つの大柱、施策の効果を検証する単位としての中柱、具体的な取組のまとめりとしての小柱に分類して整理した。

大柱	中柱	小柱
エネルギーを使う工夫	省エネルギー対策・電化・スマート化	○事業者の省エネルギー対策等の促進 ○建築物の省エネルギー対策等の促進 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
	人流・物流のゼロカーボン化	○EV・FCVの導入促進 ○公共交通機関の利用等の促進
エネルギーを創る工夫	再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大	○再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギー由来電力の利用促進
	水素社会の実現に向けた取組	○水素需要の創出と供給体制整備の促進
取組を加速させる工夫	イノベーションの促進	○研究開発・新技術の実用化の促進 ○熱需要の脱炭素化
	吸収源対策	○グリーンカーボン（森林・農地でのCO ₂ 吸収源対策）の促進 ○ブルーカーボン（海洋でのCO ₂ 吸収源対策）の促進
	循環型社会の推進	○プラスチックの資源循環の推進 ○食品ロス削減に向けた取組
	CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減	○フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策
	横断的な取組	○脱炭素教育の推進 ○多様な主体との連携・国際環境協力への貢献 ○脱炭素型のまちづくりの推進 ○DXの推進
	県庁の率先実行	○県有施設の省エネルギー対策の徹底 ○公用車へのEV・FCV等の導入促進 ○県有施設の再生可能エネルギーの活用

カ 施策の実施に関する目標（施策体系・部門、率先実行）

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

キ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

※ 「神奈川県土地利用調整条例」などを参考に、本計画に基準を設定する方向で検討する。

(6) 適応策

ア 改定の考え方

2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の改定において位置付けられた施策等について、2016（平成28）年度以降の社会情勢の変化や国等の動向、神奈川県における影響やその対策を勘案した必要な見直しと施策の追加等を行う。

イ 施策体系

分野	主な対策
農林 水産業	○農業に関する対策の推進（農産物の高温障害対策） ○林業に関する対策の推進（きのこ類の病害菌対策） ○水産業に関する対策の推進（海水温上昇による磯焼け対策）
水環境・ 水資源	○水環境に関する対策の推進（海水温上昇による貧酸素水塊対策） ○水資源に関する対策の推進（降雨量の変動による渇水対策）
自然 生態系	○生態系における分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策の推進
自然災害	○水防災戦略の推進（洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に関する災害対策の推進）
健康	○暑熱・熱中症対策の推進
産業・ 経済活動	○観光産業に関する対策の推進 （観光客の安心安全を踏まえた観光客誘致）
県民生活・ 都市生活	○水道・交通等のインフラに関する対策の推進 ○災害廃棄物対策の推進
分野横断的な 取組	○気候変動に関する情報収集・発信 ○学校等における環境教育の推進

ウ 施策の実施に関する目標

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

(7) 進行管理

- 毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、PDCAサイクルにより、改善すべき施策等を整理する。
- 計画期間の中間年度に当たる2027（令和9）年度において、施策に関する見直しを行う。

(8) 計画の見直し

地球温暖化対策をめぐる動向、社会情勢等の変化や、本計画の進行管理により生じた課題などを踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年8月	環境審議会で素案を審議
9月	環境農政常任委員会へ素案を報告
10月	県民意見募集、市町村意見照会
12月	環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申
令和6年2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	計画改定

《参考資料3》

神奈川県地球温暖化対策計画改定骨子案

IV 神奈川県循環型社会づくり計画の改定骨子案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。

2023（令和5）年度に現行計画の最終年度を迎えることから、関連する法令の制定等の状況の変化を踏まえ、計画の全面的な改定を行うこととし、このたび改定骨子案を作成したので、報告する。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

【計画名称】 神奈川県循環型社会づくり計画

【計画期間】 2012（平成24）年度から2023（令和5）年度までの12年間※

※ 当初は2021（令和3）年度までの10年間の計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、2022（令和4）年3月に計画を改定し、計画期間を2年間延長した。

また、計画期間中間年次である2017（平成29）年3月には、計画期間後半の事業計画を位置付けるため計画を改訂した。

【基本理念】 廃棄物ゼロ社会

(2) 国等の動向（2017（平成29）年3月以降の状況の変化）

（国の動向）

- 2018（平成30）年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」という。）が策定され、重要な方向として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策が示された。
- 廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、第四次循環基本計画の策定や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進など、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、2023（令和5）年6月に変更が予定されている。
- プラスチックや食品廃棄物に係る取組の重要性が高まっており、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等」

関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が施行、2019(令和元)年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行された。

(県の動向)

- 県の総合計画及び「神奈川県環境基本計画」については、2024(令和6)年3月に新たな計画の策定を予定している。
- 2018(平成30)年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指し、取組を推進している。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022(令和4)年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、2023(令和5)年3月には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。
- 2022(令和4)年3月に食品ロス削減推進法に基づき「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定し、また、持続可能な適正処理の確保に向け、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定した。

(3) 廃棄物の現状と課題

ア 現状

- 一般廃棄物については、排出抑制の取組が促進されたことにより、排出量は減少傾向である一方、デジタル化の進展に伴って再生利用率が高い紙ごみの排出が減少したことなどにより、再生利用率は横ばい傾向で推移している。最終処分量は長期的には大幅に減少しているが、近年は横ばい又は微減傾向で推移している。
- 産業廃棄物の排出量及び再生利用率は長期的には概ね横ばい傾向で推移しており、最終処分量は海洋投入処分の規制厳格化により大幅に減少している。種類別には、廃プラスチック類の最終処分の割合が最も高い状況である。
- 不法投棄箇所数等は横ばいで推移しているが、いわゆる引っ越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況である。海岸に漂着等したごみの処理量は、海藻の減少により総量は減少しているが、可燃物や不燃物は横ばい傾向で推移している。
- 災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定し、協力体制の構築等を進めている。

イ 課題

- 焼却される生活ごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチックなども混入しており、食品

ロス削減の推進や分別の徹底を図るためには、さらなる普及啓発が必要である。

- プラスチック資源循環法で市町村の努力義務として定められた、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や事業者の取組促進が求められている。
- 人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や廃棄物処理法の厳正な運用、産業廃棄物処理業者の育成等が求められている。
- 脱炭素社会の実現に向け、焼却施設における確実な熱回収の実施やバイオマスの活用、同品質素材への再生といったリサイクルの質の向上が求められている。また、リサイクルしやすい商品の設計などライフサイクル全体で資源循環を推進する必要がある。
- 不法投棄の撲滅に向けては、引き続き市町村等の関係者と連携を図り、今後も高い水準で排出が想定される建設廃棄物は適正処理が確保されるよう指導等を徹底していくことが必要である。また、本県の美しい海や県土を守り、海洋プラスチック汚染をなくしていくため、県民等と協働しさらに環境美化を推進する必要がある。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向け、引き続き関係者と連携を図る必要がある。

2 改定のポイント

- 2050年脱炭素社会の実現に向けた速やかな対応が求められており、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組の推進が必要であることから、脱炭素化の視点を加える。
- 脱炭素化にも貢献するライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進を強化するとともに、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の変更等を踏まえた内容とする。

3 骨子案の概要

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間

(2) 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」 (現行計画から継続)

個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような社会を目指す。

(3) 計画目標

- 引き続き「廃棄物ゼロ社会」を目指すにあたり、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提とするが、一部の目標については、取組の進捗状況が適切に反映されないといった課題が生じていることから見直すこととする。

<現行計画>

目標項目
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量
②事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量
③一般廃棄物の再生利用率
④製造業における産業廃棄物の再生利用率
⑤不法投棄等残存量



<改定計画>

目標項目
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量
②産業廃棄物の排出量<変更>
③一般廃棄物の再生利用率
④産業廃棄物の最終処分量<変更>
⑤不法投棄等残存量

(4) 施策事業体系

- 大柱「Ⅰ 資源循環の推進」、「Ⅱ 適正処理の推進」、「Ⅲ 災害廃棄物対策」の構成は継続したうえで、非常災害時を含め、安心安全な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するよう再構築する。
- 特に大柱Ⅰでは、これまで一般廃棄物・産業廃棄物の別に3R (Reduce (排出抑制:リデュース)、Reuse (再使用:リユース)、Recycle (再生利用:リサイクル)) の推進施策を定めていたが、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれにおいても、3Rの中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用の取組を優先し、再生利用については、リサイクルの質の向上を目指す内容に再構築する。

- 大柱Ⅱ及び大柱Ⅲについては、社会情勢の変化にも対応しながら取組を着実に推進し、海洋プラスチック問題の解決に向けては県内全域においてクリーン活動を推進する。

現行計画	改定計画
大柱Ⅰ 資源循環の推進 中柱1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進 中柱2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進 中柱3 人材の育成と広域連携の推進等	大柱Ⅰ 資源循環の推進 中柱1 排出抑制、再使用の推進 中柱2 再生利用等の推進 中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等
大柱Ⅱ 適正処理の推進 中柱1 廃棄物の適正処理の推進 中柱2 PCB廃棄物の確実な処理 中柱3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 中柱4 海岸美化等の推進	大柱Ⅱ 適正処理の推進 中柱1 廃棄物の適正処理の推進 中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 中柱3 クリーン活動の推進
大柱Ⅲ 災害廃棄物対策	大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

(5) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載する。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年7月 環境基本計画部会で素案を審議
- 8月 環境審議会で素案を審議
- 9月 環境農政常任委員会へ素案を報告
- 10月 県民意見募集、廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議、答申
- 令和6年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料4》

神奈川県循環型社会づくり計画改定骨子案

V かながわ生物多様性計画の改定について

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として、2016（平成28）年3月に「かながわ生物多様性計画」（以下「生物多様性計画」）を策定し、本県の生物多様性を保全するための取組を進めている。

この計画は、新型コロナウイルス感染症に対応するため「全庁コロナシフト」であったこと、上位計画である神奈川県環境基本計画や環境省の生物多様性国家戦略策定の動きとも併せて、計画期間を3年間延長し、今年度で最終年度を迎えることから、現在、計画改定に向けた検討を進めている。

このたび、改定に当たっての基本方針を取りまとめたので報告する。

1 改定の背景

2022（令和4）年12月に、カナダのモントリオールで開催された「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」第2部において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

この枠組では、2030（令和12）年までに「生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」ことを目指すことが確認され、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」が主要な目標の一つとして定められた。

これを受けて、国は、この新たな世界目標に対応するための戦略として、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定した。

2 改定の趣旨

2016（平成28）年3月に生物多様性計画を策定し、庁内を横断した取組を推進しているが、2023（令和5）年度に最終年度を迎える。

これまでの取組により、自然再生事業や森林整備の推進等において一定の成果を得ているが、土地利用の変化や外来生物の侵入など、生物多様性は常に損失要因に直面しており、その保全には長期的な取組が必要であることから、生物多様性計画を改定する。

3 基本的事項と方向性

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 対象地域

神奈川県全域

(3) 計画の方向性

世界目標や国家戦略との整合性を踏まえつつ、地域性を尊重した取組を示す。

また、本県の主な生態系に着目して、県土のエリアに即した取組、生物多様性の保全に資する広域的な取組、生物多様性の保全のための行動を促進する方向で検討する。

ア 県土のエリアに即した取組

(ア) 丹沢エリア

丹沢山地において劣化した自然環境の再生を目指して、ブナ林等の保全・再生やニホンジカの管理などの取組を進める。

(イ) 箱根エリア

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進める。

(ウ) 山麓の里山エリア

里地里山の保全等の促進や、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などを進める。

(エ) 都市・近郊エリア

都市公園の整備と適切な管理運営や、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全などの取組を進める。

(オ) 三浦半島エリア

多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、外来生物の防除などの取組を進める。

(カ) 河川・湖沼および沿岸エリア

自然に配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進める。

イ 生物多様性の保全に資する広域的な取組

(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組

農林業被害や生活被害、人身被害などの人と野生鳥獣との軋轢（あつれき）を軽減していくため、地域住民や市町村などが主体の取組を促進する。

(イ) 外来生物の監視と防除

外来生物の侵入に係る情報収集や防除対策の取組事例などの情報提供を行い、地域住民等が主体となった外来生物の防除活動を促進する。

(ウ) 法令・制度等を通じた生態系の保全

市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図る。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

法令・制度に基づく開発調整や環境影響評価など、事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進める。

ウ 生物多様性の保全のための行動の促進

生物多様性に関する情報発信やアドバイザーの派遣など、様々な活動主体による生物多様性の保全のための行動を促進する。

4 検討体制

神奈川県自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）、NPO、学識経験者、関係行政機関などから構成される「かながわ生物多様性計画の改定に関する検討委員会」において意見を聴取する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年8月	自然環境保全審議会自然保護部会へ素案を報告
9月	環境農政常任委員会へ素案を報告
10月	県民意見募集
令和6年1月	自然環境保全審議会自然保護部会へ改定案を報告
2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	計画改定

《参考資料5》

現行かながわ生物多様性計画における6つのエリア区分

《参考資料6》

生物多様性国家戦略2023-2030の概要